

中東知的財産研究会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「中東知的財産研究会」とし、略称は「中東 IPG」とする。

(目的)

第2条 この会は、知的財産に関する活動を行い、もって日系企業の中東における知的財産の保護促進に寄与することを目的とする。

(会員資格基準)

第3条 この会の会員資格基準は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 中東に進出していて、知的財産保護に取り組んでいる日系企業、団体、政府機関。
- (2) (1)に該当しない者であって、本会の目的に合致した形でその活動に積極的に参加する意思があると運営幹事会が認めた者。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、運営幹事会の承認を得なければならない。

(退会)

第5条 会員が退会を希望する場合には、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

第2項 年度内に全体会合への出席が無い会員は、次年度以降積極的に参加する意思を事務局に対して表明しない限り、当該年度末日をもって自動退会とする。ただし、入会した年度はこの限りではない。

第3項 前項の規定に関わらず、全体会合への出席が2年度連続して無い会員は、その年度末日を持って自動退会とする。

第4項 この会を退会した者は、退会后1年間は入会の申込ができない。

(除名)

第6条 運営幹事会は、この会の名称の不当使用、名簿の悪用、その他この会又は会員の名誉を損なう行為又は不利益を与える行為が認められた会員について、除名することができる。

第2項 この会を除名された者は、除名後2年間は入会の申込ができない。

(会費)

第7条 会費は無料とする。ただし、個別の活動に対し、事務局を通じて事前に通知することにより、実費相当分を超えない範囲で会員に負担を求めることができる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

第2項 役員は、会員の互選により選出する。

第3項 役員の任期は1年とし毎年度の総会にて改選する。ただし、再任を妨げない。

第4項 帰任等に伴い役員の任期を満了できないことが明らかとなった場合には、可能な限り速やかにその旨を運営幹事会に通知し、適切な時期に総会を開催する。役員は、空位の者の職務を代行する。

(職務)

第9条 会長は、この会を代表し、その活動を総括する。

第2項 副会長は、会長を補佐し、必要があるときは、その職務を代行する。

(解任)

第10条 役員がその職務を継続することが適当でない場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(事務局)

第11条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)ドバイ事務所に置き、同所知的財産権部の長が事務局長を務める。

(総会)

第12条 この会の総会は、会員をもって構成し、年度に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

第2項 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の採択又は変更

(2) 役員の選任又は解任

(3) 活動報告及び活動計画

(4) 解散

(5) その他会の運営に関する重要事項

第3項 総会は、会員の過半数の出席が無ければ、開催することができない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第4項 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(運営幹事会)

第13条 運営幹事会は、役員および事務局長をもって構成する。

(全体会合及び全体活動)

第 14 条 全体会合とは、中東 IPG 会員全員を対象とした定期的な会合（ただし、総会を除く。）をいう。全体活動とは、中東 IPG 会員全員が参加できる活動であって、総会及び全体会合に該当しないものをいう。

第 2 項 全体会合及び全体活動への参加は、原則として事務局への参加申込を必要とする。

第 3 項 全体会合及び全体活動への参加は、原則としてこの会の会員に限り、代理出席は認めない。

第 4 項 この会の会員でない以下の者が、事務局に対して全体会合及び全体活動への参加を希望した場合、運営幹事会の承認を得ることなく、オブザーバーとして参加させることができる。

(1) この会の会員資格基準を満たし、この会への入会の意思がある者

(2) 会員と資本関係等を有する関係企業(日本の本社など)

(3) 日本政府関係者

(4) 事務局関係者

第 5 項 全体会合を欠席する会員が全体会合の配布資料の共有を求めるときは、事前にその旨を事務局に申請し承認を得なければならない。

(ワーキング・グループ)

第 15 条 ワーキング・グループの設置を希望する会員は、その旨を事務局に書面にて提出し、運営幹事会の承認を得なければならない。

第 2 項 ワーキング・グループは、以下の条件を満たす場合に設置することができる。

(1) グループ・リーダーの下、知的財産に関し同一の問題意識を有する複数会員が参加し、自主的かつ適切な運営を図ること。

(2) ワーキング・グループ活動の成果を可能な範囲で会員全体に共有すること。

(3) 事務局の参加を認め、ワーキング・グループの運営に関し事務局を通じて運営幹事会と情報共有すること。

第 3 項 運営幹事会の承認を得た場合には、ワーキング・グループは、その活動への参加に対して条件を付すことができる。

第 4 項 運営幹事会は、必要があるときには、ワーキング・グループに対し、他のワーキング・グループとの合併、解散等を求めることができる。

(年度)

第 16 条 この会の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 17 条 この会則に定めのない事項は、運営幹事会において検討し、対応する。

附 則 この会則は、2016 年 3 月 24 日から施行する。

(以上)